

PG2-01 意思決定支援とは

【担当】

日本司法支援センター（法テラス）本部
常勤弁護士 水島 俊彦

PG2-01 意思決定支援とは

専門コース別研修(意思決定支援)

意思決定支援とはなんだろう？

2

- 「意思決定支援」という言葉は、どのような法律で使われていますか？
- 「どんな人にも意思決定／意思表示の力がある」について、あなたはどのように考えますか？
- 「本人の意思を尊重する」こととの違いは何でしょうか？
- あなたが「意思決定支援」を使ったり意識したりしている経験を思い出してみましょう。

(参考) Yahoo!ニュース特集「本当は何を望んでいるの？」
—認知症高齢者 その意思はどこに 2017/10/26(木) 配信
<https://news.yahoo.co.jp/feature/795>

「支援付き意思決定」と 「代理代行決定」を区別する

3

- 支援付き意思決定 = supported … (1)
(サポート：支援する)
→他の人の支援を受けながら、本人が意思決定すること。

代理代行決定 = substitute … (2)
(サブスティテュート：とって代わる、代わりにやる)
→本人に成り代わって他の人が意思決定をすること。

- (1) ができないときに、(2) を考える
(意思決定支援から見ると、成年後見は“最後の手段”)

支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？ —「意思決定支援」定義の再考—

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

支援付き意思決定（の支援） = **本人が**意思決定主体

代理代行決定 = **第三者が**意思決定主体

「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では…**本人意思が引っ張られる？**

意思決定支援に関する誤認、あるいは 注意点

- 意思決定支援をやると意思決定できるという誤認。
- 決定支援をやったら意思決定してもらわないといけないという誤認。
- 意思決定支援のゴールが意思決定にあるという誤認。
- 「意思決定支援しなくて良いときは支援しない」があることの確認。

意思決定支援のゴール

- 意思決定支援のゴールは主権の維持にある。そしてそれは、choice and control を保障することである。そしてその関連として、自己効力感（self-efficacy）の向上や関係性の向上がある。
- 前述の誤認を加速（助長）させるのが、「決めなければいけない」事態。

基本の3つの考え方 (理念・原則)

3つの考え方（基本理念・原則）

- 最善の利益（ベスト・インタレスト）
 - ▣ 代理代行決定に関する考え方

- 意思と選好に基づく最善の解釈
 - ▣ 代理代行決定～支援付き意思決定に関する考え方

- 本人から表出された意思・心からの希望（エクスプレス・ウィッシュ）
 - ▣ 素からの意思
 - ▣ 支援付き意思決定に関する考え方

国連・障害者権利条約

9

- 『医学モデル』から『社会モデル』へ
- 合理的配慮

- 障害のあるすべての人々が他の人と平等に、自ら選択することのできる機会を保障
 - …自ら選択する
- 地域社会の中で生活する権利、本人にとって意味のある生活を送ることを保障
 - …自分のことを自分で管理・統制できる

→自己選択と管理（自分で決めて、自分で管理）

国連・障害者権利条約12条

10

1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として**法的能力を享有することを認める**。

3 締約国は、障害のある人がその**法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置**をとる。

4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための**適切かつ効果的な保護**が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が**障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること**、（後略）

国連・障害者権利委員会 一般的意見1号（条約第12条）

11

- para21. 著しい努力がなされた後も、個人の意思と選好を決定することが実行可能ではない場合、「意思と選好に基づく最善の解釈」(best interpretation of will and preferences)が「最善の利益」の決定に取ってかわらなければならない。これにより、第12条第4項に従い、個人の権利、意思及び選好が尊重される。「最善の利益の原則は、成人に関しては、第12条に基づく保護措置ではない。障害のある人による、他の者との平等を基礎とした法的能力の権利の享有を確保するには、「意思と選好」のパラダイムが「最善の利益」のパラダイムに取ってかわらなければならない。

（公益財団法人日本リハビリテーション協会訳、原文挿入は筆者）

優先順位による整列

12

- 表出された意思・心からの希望（エクスプレス・ウィッシュ）

- 意思と選好に基づく最善の解釈

- 最善の利益（ベスト・インタレスト）

(客観的)最善の利益 VS 本人の表出された意思・心からの希望

映像で学ぶ

～「e-learningコンテンツ意思決定支援
Expressed Wish(表出された意思、心からの希望)
を見出すための会話」より～

出典:

埼玉県立大学

2019年3月 教育用e-learningコンテンツ

保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻

小川孔美先生との協力により作成

<https://www.youtube.com/watch?v=UL5vdEePM1k&t=251s>

最善の利益に基づく「意思決定支援」?

次の映像を見て、

「客観的最善の利益」(ベスト・インタレスト)型視点
に基づく意思決定支援の場合、本人の意思に対してど
のような対応の仕方になってしまうか考えてみましょう。

コウさんのケース

	表出された意思、心からの意思（エクスプレス・ウィッシュ）	意思と選好に基づく最善の解釈	（客観的な）最善の利益（ベスト・インタレスト）
説明	支援者の傾聴によって表出された本人の内なる意思・希望であり、本人から意図的に表出される意思決定	本人から意図的に表出されたメッセージ（＝意思）と、意図的ではないが本人の選好を明示する諸情報（＝選好）に基づき他者が解釈する、本人の意思決定	特に客観的な本人利益を重視して他者が判断する最善の利益
観点	【その人が何を言っているか、何を本当に願っているか、何がその人の生きる力になっているか】	【その人のメッセージや発せられる情報が何であると解釈できるか】	【その人のために何が利益か、大局的・一般的に考えたら何がその人にとって良いか】

表出された意思、 心からの意思(エクス プレス・ウィッシュ)	意思と選好に基づく最善の 解釈	(客観的な)最善の利益 (ベスト・インタレスト)
本人を優越しない		本人を優越する
本人から出る意思		周囲からの意見
意図して表出 解釈を許さない	意図して／せず表出 解釈する	

← 支援付き意思決定 / 代理代行決定 →

17

支援付き意思決定と代理代行決定は 何が違うの？—「意思決定支援」定義の再考—

厚生労働省発出の技術的助言（平成29年3月31日付）
「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」でも用いられている

いわゆる『意思決定支援』

①表出された意思・心からの希望
(エクスプレス・ウィッシュ)

支援付き意思決定(の支援) = **本人が**意思決定主体

②意思と選好に基づく最善の解釈

代理代行決定 = **第三者が**意思決定主体

③最善の利益 (ベスト・インタレスト)

「客観的最善の利益」に基づく「意思決定支援」では…**本人意思が引っ張られる?**¹⁸

日常生活における意思決定とは

19

(作業的定義)

- 必ずしも法律行為に至らない、
 - 必ずしも重大な医療上の判断を求めない、
 - 時間に制限されない、
- 意思の表明・表出および決定である。

日常生活として基本的な生活習慣や活動参加に係る行為、すなわち食事、衣服の選択、外出、排泄、整容、入浴等基本習慣であるとか、あるいは余暇活動、障害福祉サービスの利用等であって、事実行為の要素が強い。(3つのガイドラインから抜粋、編集)

法律や医療上の重大な意思決定と日常生活における意思決定の違い

20

- 今もしくは近々に（どうしても）決めなければならないか
- 決定者の確定、責任の所在
- 決定帰結の活用
- 継続性・修正可能性（形成性）
- 本人（被後見人等）の意思能力判定の適用基準
- 代理代行による決定までを必要とするか否か

レスキューモデル と エンパワメントモデル

21

□ レスキューモデル

- 【状況】解決の要請程度が高い、緊急性がある、時間的に限りがある（切迫性がある）、ような場合
- 【目標設定】本人の抱える課題や不適切な生活を改善し、相対的に安定した状態に至らせる。本人意思の確認や「最善の解釈」に必要な情報の収集に努力するが、必ずしも十分にはできない。
- 【支援のあり方】結果、最善の利益を尊重もしくは配慮した、代理代行決定に至ることも多い。
- 【本人以外から始まる意思決定】

レスキューモデル と エンパワメントモデル

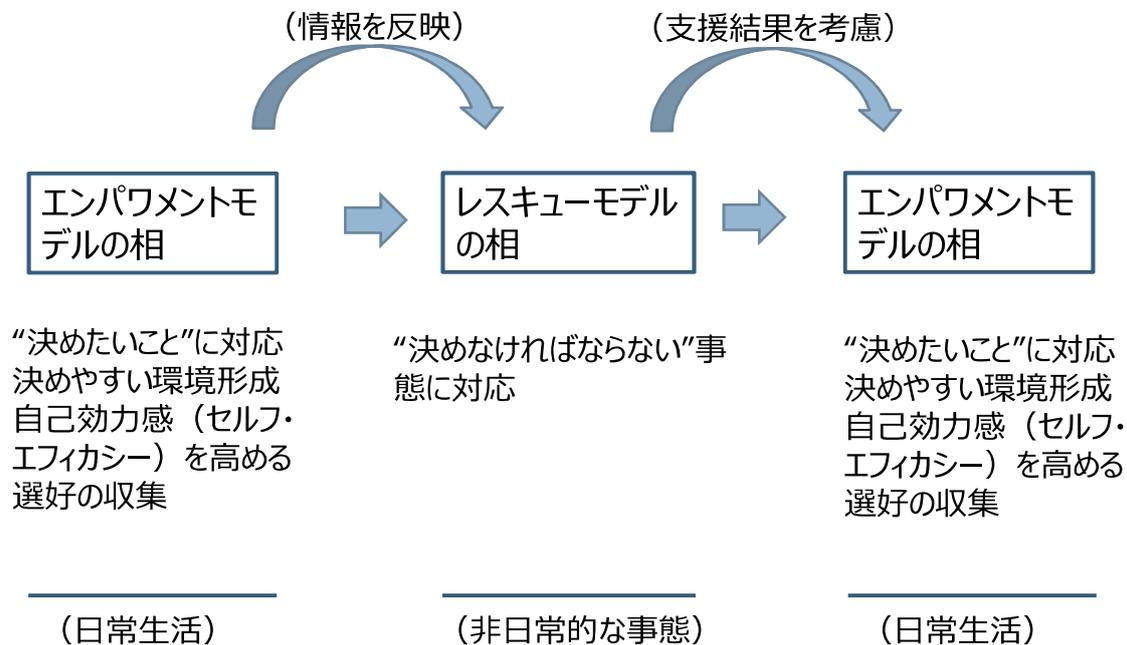
22

□ エンパワメントモデル

- 【状況】差し迫った解決要請ではなく、本人の意思決定がより高められることに目標がある。時間的に差し迫っていない。
- 【目標設定】本人意思をより良く表出できるようにし、意思決定に関する自己効力感（セルフ・エフィカシー）を高める。自分で決めるプロセスを拡大しながら、より長期的な目標につなげていく。
- 【支援のあり方】「表出された意思」や「意思と選好に基づく最善の解釈」を適用する。重要なのは、自己選択と管理（チョイス&コントロール）が高まるようにすること。意思決定支援の実施よりむしろ、意思決定支援の関わりかたを育てる（本人も支援者も育つ）。
- 【本人から始まる意思決定】

日常生活における 意思決定の支援との接続

23



意思決定支援事態の多くは、しなければならない他者もしくは周囲からの始発による解決要請事態。

→意思決定支援と言っている場面の多くは、自分から考えたり決めたりしないことじゃなくて、決めろと(決めてくださいと)言われて決めることばかりではないでしょうか？
【例えば、急に「どこに住みたい？」と聞かれても、私たちも答えられない】

そのような要請事態は、自分の用意したわけではない環境提供や情報整理がなされ、心理的には認識枠組みが本人にとって不慣れである。そのため理解や判断、決定はいつそう困難。

24

意思決定の支援の層

代理代行決定、Best Interests Meeting

↑ 手順が第三者に開かれ、
帰結が公に利用される

個々の意思決定 場面に対する支援

- 日常の意思決定支援(意思疎通支援,意思形成支援,環境調整)
- 危急時の意思決定支援/レスキュー・モデル
- 困難な人の支援/コミュニケーションの工夫
- 「意思と選好」の活用

意思決定を育てる / 支援を育てる

- 内発的動機づけ/自己効力感の形成/エンパワメント・モデル
- エクスプレス・ウィッシュ/小さくても自分自身の願い
- 支援のチーム形成/チームも育つ/ストレングス・モデルとの関連
- 決定支援に対する感度を高める

環境の整備

- 話しやすい場所、時間、相手、方法など
- 意思決定支援に関する考え方、態度やルールの共有/保護からの踏み出し、「リスクの尊厳」
- 研修の実施/協議の場の形成
- 選好情報の収集・蓄積・共有・更新

豊かな経験

- 多くの体験→選択肢を得る体験
- 決定と表出の良い経験
- 内発的動機づけ・自己効力感への配慮

決定の実現とその支援

(名川(2016)を改編)

どうしたいか、を豊かな経験によって育む / 周囲が大切にする

26

- 自分の中に選択肢をたくさん作る
 - 選択肢を作ってこなかったのに、さあ選べと言われても無理
- 好きなものを選ぶ経験をたくさん作る
 - 施設からグループホームへ移行したAさん
 - 自分の好きなものが自分でわかるためには、選ぶ経験を大切にする
- その人の好みを周りも大切にする
 - 身だしなみは周りが作る

意思決定に向けた支援プロセス ～支援付き意思決定と代理代行決定～

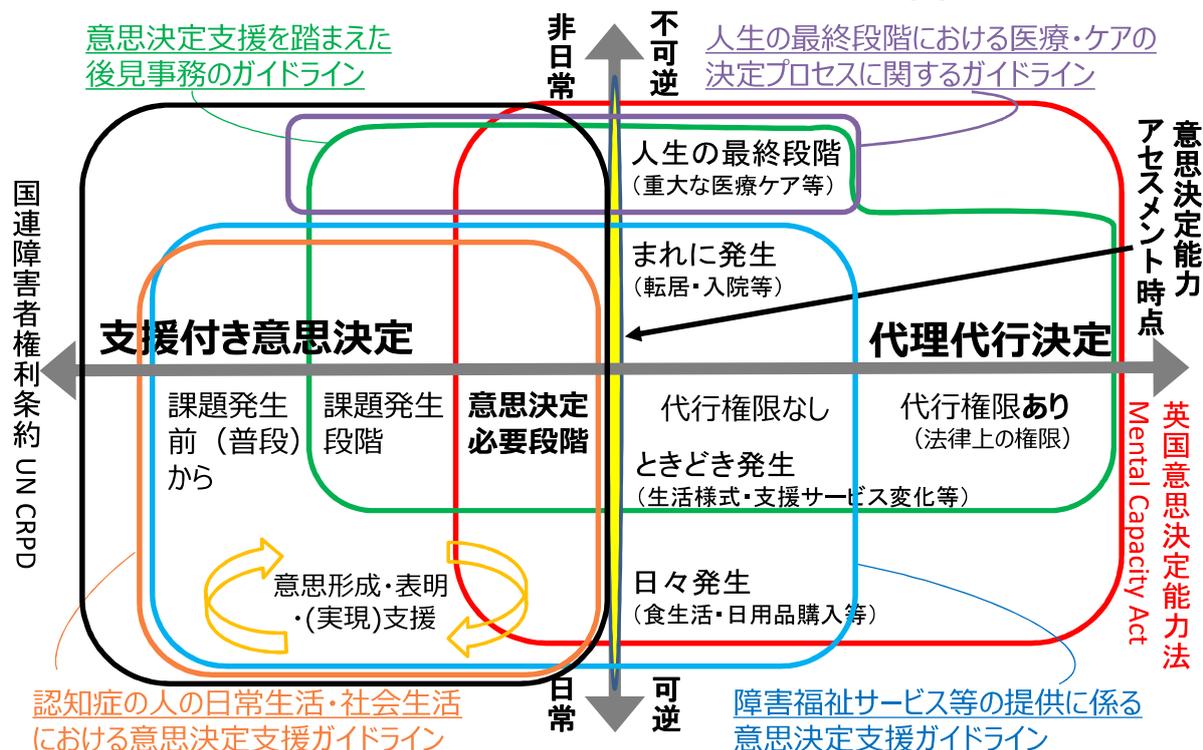
専門コース別研修(意思決定支援)

国内のさまざまな「意思決定支援」ガイドライン (2021.5時点)

- ◆ **障害福祉**サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
(2017.3 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部)
- ◆ **認知症の人**の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
(2018.6 厚生労働省 老健局総務課認知症施策推進室)
- ◆ 人生の最終段階における**医療・ケア**の決定プロセスに関するガイドライン
(2018.3 厚生労働省 医政局総務課)
 - ◆ **身寄りがない人**の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (2019.5 厚生労働省 医政局総務課)
- ◆ 意思決定支援を踏まえた**後見事務**のガイドライン
(2020.10 意思決定支援ワーキング・グループ)

各種ガイドラインの対象領域の違いに関するイメージ図

ver.5



障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(2017.3.31厚生労働省)

意思決定支援とは、

(目的)

自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、

(手段)

①可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、

②本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、

③支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために

“事業者の職員”が行う支援の行為及び仕組み

①意思決定支援

：可能な限り**本人が自ら意思決定できるように支援する**

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3

行為ごとの本人の能力＋支援者の意思決定支援力

1. 意思決定能力の存在推定

意思形成・表明・
(実現)支援

本人が決める領域
(支援付き意思決定・
意思決定支援)

2. 本人による意思決定のための**実行可能なあらゆる支援**

3. **不合理にみえる意思決定≠意思決定能力に欠けること**

意思決定能力・意思決定支援への課題を感じる場合→**意思決定能力アセスメント**

①理解・②記憶保持・③比較検討・④表現の各要素を踏まえて、**意思決定支援が尽くされても「どうしても意思決定や意思確認が困難な状態」といえるか？**

どうしても困難

明確な根拠に基づく

自己決定・意思確認は可能

推定可

4. 意思推定

確実とはいえない

表明された(又は推定される)意思が、「本人にとって見過ごすことのできない**重大な影響を生ずる**」**確実性はあるか？**

確実性ある

推定すら不可

本人の信条・選好・価値観を最大限尊重した

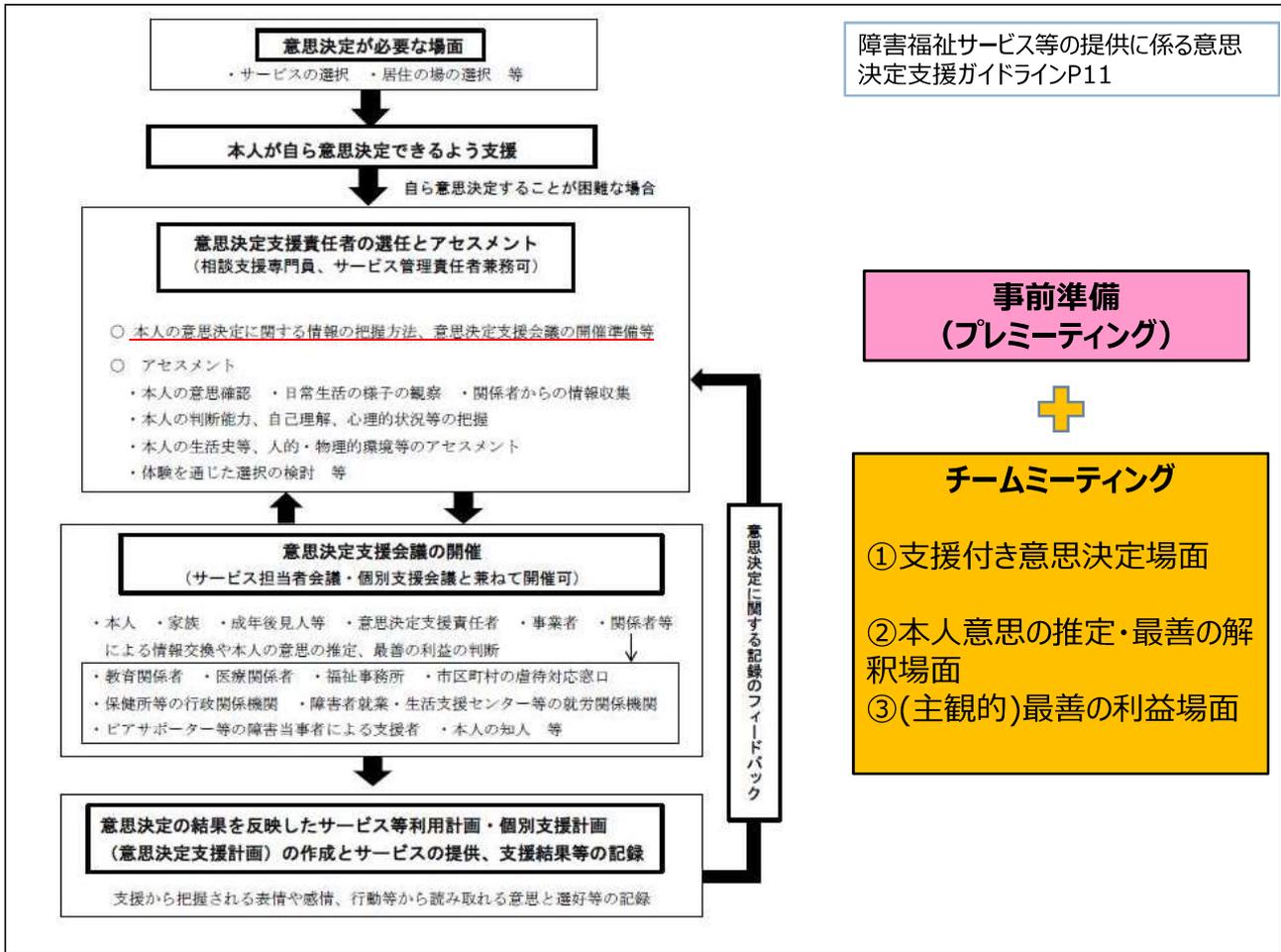
5. **本人にとっての最善の利益に基づく代行決定**

6. **最終手段かつ必要最小限度の介入**

7. **原則 1 に戻る**

法的保護の観点から、これ以上決定を先延ばしできない場合

他者が決定・介入する領域
(代理代行決定)



「意思決定支援」における基本視点

34

◆ 本人中心主義 (パーソン・センタード)

あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている = 対等なパートナーとして、意思決定の中心には常に本人がいる。

◆ 常に自問自答すること。

— 本人が自己決定するためのベストチャンスを与えられているか？

- 1 環境はふさわしいか。決定を議論するのに適切な時期か
- 2 十分な時間をとって十分な情報や明確な選択肢が与えられているか
- 3 写真や映像等、本人が理解しやすい形で情報提供されているか
- 4 利益、不利益、予想される結果 (見通し) を議論しているか



本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合の・・・

②本人意思の推定 (意思と選好に基づく最善の解釈)

本人意思の推定すら困難な場合／法的保護が求められる場合の・・・

③本人にとっての最善の利益に 基づく代理代行決定(法的保護)

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3

行為ごとの本人の能力＋支援者の意思決定支援力

1. 意思決定能力の存在推定

意思形成・表明・
(実現)支援

本人が決める領域
(支援付き意思決定・
意思決定支援)

2. 本人による意思決定のための実行可能なあらゆる支援

3. 不合理にみえる意思決定≠意思決定能力に欠けること

意思決定能力・意思決定支援への課題を感じる場合→意思決定能力アセスメント

①理解・②記憶保持・③比較検討・④表現の各要素を踏まえて、意思決定支援が尽くされても「どうしても意思決定や意思確認が困難な状態」といえるか？

どうしても
困難

明確な根拠
に基づく

自己決定・意思確認は可能

推定可

4. 意思推定

確実とはいえない

表明された(又は推定される)意思が、「本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる」確実性はあるか？

確実性ある

推定すら不可

本人の信条・選好・価値観を最大限尊重した

5. 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定

6. 最終手段かつ必要最小限度の介入

7. 原則 1 に戻る

法的保護の観点から、これ以上決定を先延ばしできない場合

他者が決定・
介入する領域
(代理代行決定)

支援付き意思決定からの移行場面 —意思決定能力アセスメント—

37

支援付き意思決定の場面からの移行が検討されるべき場面

②本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合

→本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

③本人の意思推定すら困難な場面

→最後の手段として、本人の最善の利益を検討。

障害福祉サービス等の
提供に係る意思決定
支援ガイドライン P5

・・・では、どこまでの支援を尽くせば【どうしても困難】と云うのか？

「意思決定能力」 ＝本人の個別能力＋支援者側の支援力

38

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン4頁 脚注ix 参照

1. 本人の意思決定能力は行為内容により相対的に判断される。選択の結果が軽微なものから、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずるものまでである。
2. 意思決定能力は、あるかないかという二者択一的ではなく（連続量）、段階的・漸次的に低減・喪失されていく。
3. 意思決定能力は、社会心理的・環境的・医学身体的・精神的・神経学的状態によって変化する。



**本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、
意思決定支援者の支援力によって変化する。**

「支援者側の支援力」・・・具体的には？

39

- | | |
|---------------|--|
| ① 理解 | 意思決定に関連する情報を本人が理解できるよう、 支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ② 記憶保持 | 情報を必要な時間、本人が頭の中に保持できるよう、 支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ③ 比較検討 | その情報に基づく選択肢を本人が比較検討できるよう、 支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |
| ④ 表現 | 意思決定の内容を本人が他者に伝えることができるよう、 支援者側が 実践上可能な工夫・努力を尽くしたか？ |



決めなければならない場面までに、自己決定するためのベストチャンス（最適な環境設定）を最大限提供したにもかかわらず、「どうしても自己決定や意思確認が困難」と言い切れるかがポイント

アセスメント実施時の質問例と留意点

40

- 現時点で考えられる選択肢について教えてください？
- ~を選択するとどのような結果になると思いますか。その結果を受け入れられますか？
- どのようにすれば、希望する選択肢にたどり着けると思いますか？
- 仮にその選択をしないとしたら、他にどのような選択肢があると思いますか？
- ~という選択肢は、どのような点であなたにとって良いことがありますか？
- 反対に、~という選択肢は、どのような点であなたにとって悪いことがありますか？
- ~の選択肢を選んだ場合に、どれくらい成功／失敗する確率があると思いますか？
- その成功／失敗は、あなたにとってどれくらい重要な意味をもちますか？
- もし「○○（予測される未来）」になった場合には、あなたならどうしますか？

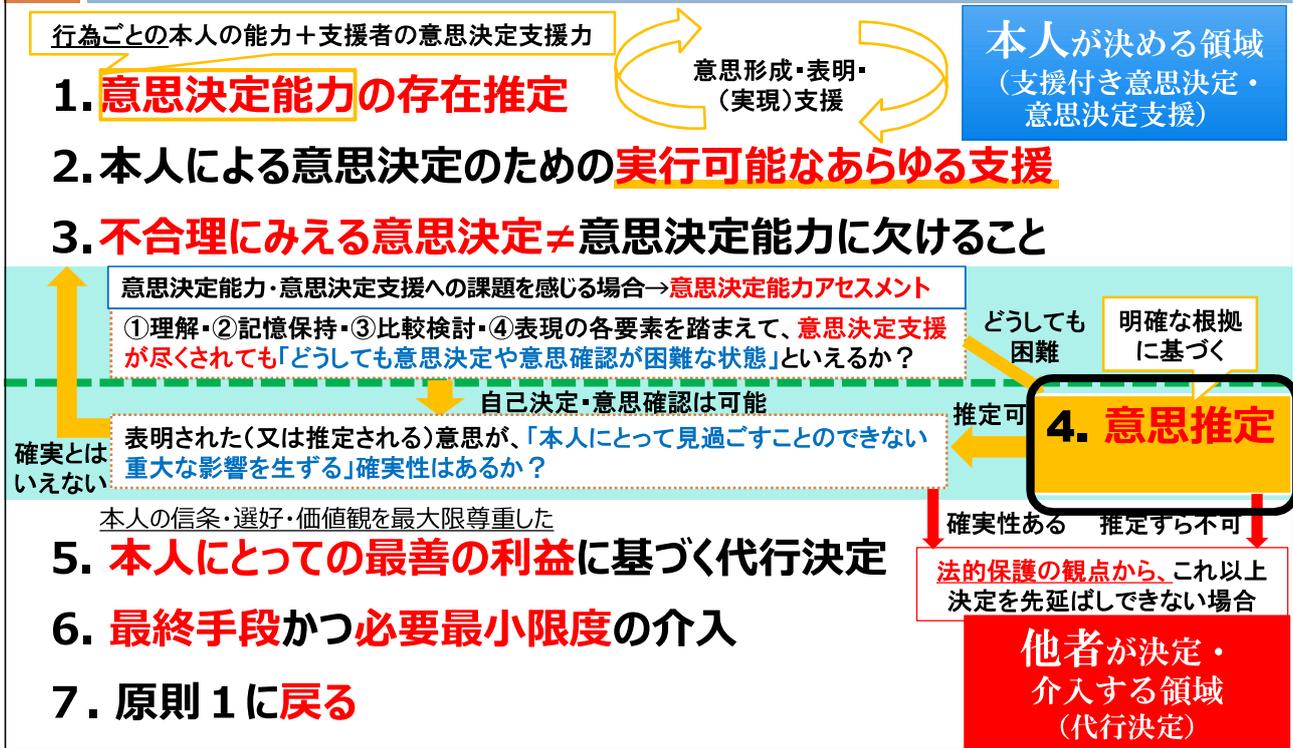
①アセスメントの手法としては、口頭によるシンプルな質問のほか、写真を用いた質問、バランスシートを一緒に作りながらメリットとデメリットの検討を行うといった方法がある。

②意思決定能力は本人の能力と支援者の支援力の総体として評価されるため、掲げた質問事項について、本人が4要素を充足できるよう可能な限りの支援することが必要。

③高度な水準の理解度を求めるものではなく、**意思決定の核となる部分の理解**があれば足りる。

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3



「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」と考える前に考慮すべきこと

42

逆から捉えると、「支援者側が支援付き意思決定の支援を尽くしたといえる場合」とは？

- ✓ 本人にとって意思が表出しやすい又は意思決定がしやすくなる**日時・場所の設定**がなされている
- ✓ 本人の意思形成に不当な影響を与えないように、**面談・会議等における参加者の構成**を工夫している（利益相反を避けるようなメンバー構成、複数人体制等）
- ✓ 本人が意思決定をするために**十分な時間、情報（メリット、デメリット、結果の見通しを含む）**、**選択肢**が与えられている
- ✓ 本人にとってわかりやすい**言葉遣いの工夫**がされている
- ✓ 写真や映像、タブレット、絵カード等を用いるなど、本人が**理解しやすい形で情報が提供**され、かつ、**意思疎通手段の工夫**がされている
- ✓ 体験の機会等を提供し、**本人の意思形成支援や意思確認**を試みている
- ✓ 本人、関係者からの**情報収集**を通じて、本人の価値観、意思及び選好、心理的状況、これまでの生活史等、本人の情報や人間関係・物理的環境等を把握するよう努めている
- ✓ 「意思決定支援」に関する**実践記録**を積極的に残している

「本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合」の対応

43

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインP4

本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、**根拠を明確にしながら**障害者の意思及び選好を推定する。

本人意思の推定(本人の意思と選好に基づく最善の解釈)を行うには？

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインP15,17参照

44

- 本人のこれまでの**生活環境**や**生活史**、**家族関係**、**人間関係**、**嗜好**等の情報を把握する。
- 本人の日常生活における**意思表示の方法**や**表情**、**感情**、**行動**から読み取れる**意思**について**記録・蓄積**する。
- 本人をよく知る関係者（**支援チーム**）が、**関連情報**を**複合的視点**で**評価**する。

関連情報の
発見・
収集

・生活環境
・他者との関係性
・意思表示方法
・本人の表情・感情・行動

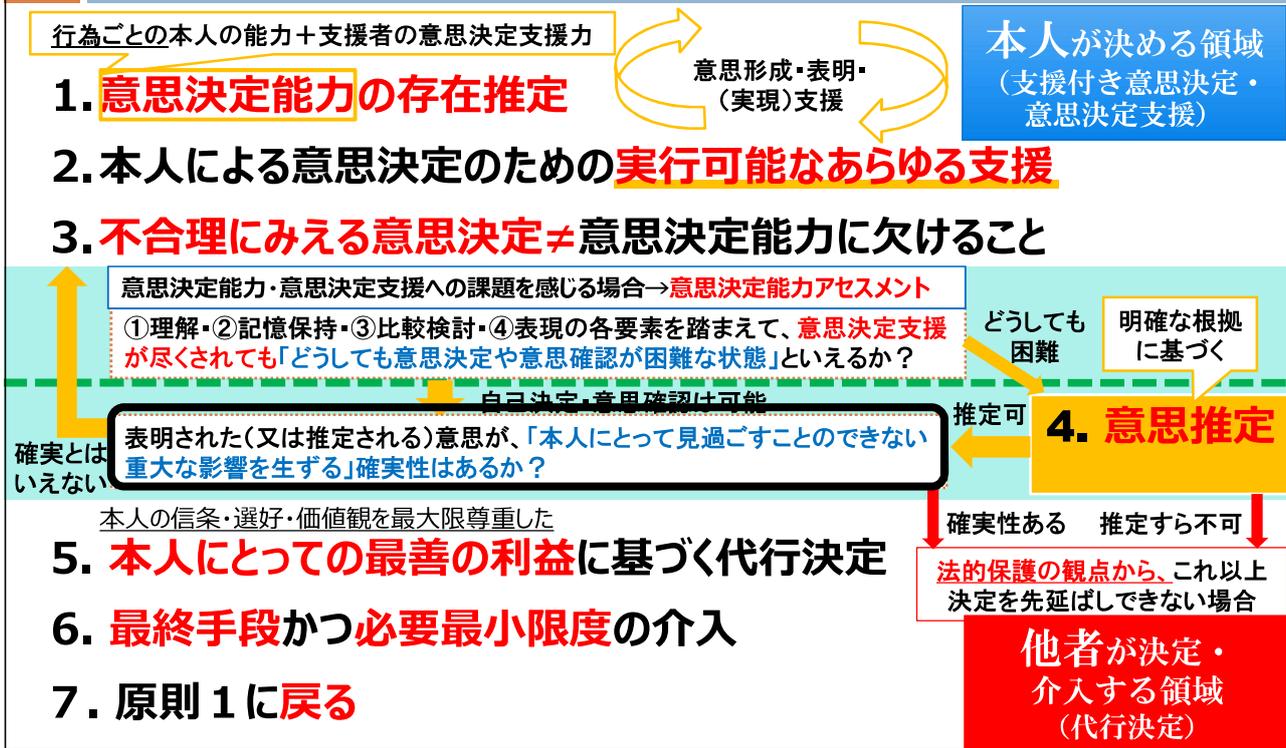
関連情報の
評価
(信頼性)

・情報の確かさ
・情報の新鮮さ
・事実の詳しさ
・複合的視点による吟味

合理的に
推定される
本人の意思
の認定

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3



意思決定支援の限界

46

これらのプロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではありません。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない**重大な影響（※）**が生ずる場合でない限り、尊重される。

※「重大な影響」といえるかどうかは、

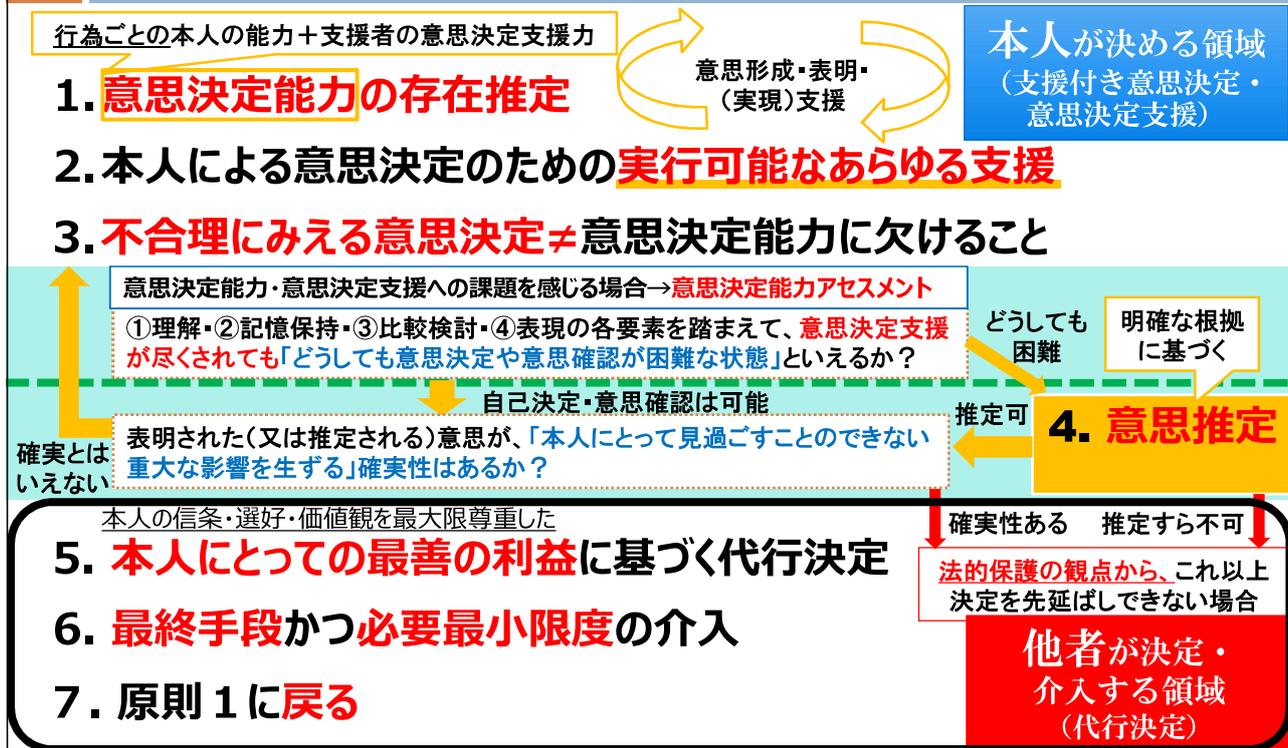
- ・ 本人が他に取り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって**不利益な選択肢**といえるか
 - ・ 一旦発生してしまえば、**回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか**
 - ・ その発生の（高い）可能性・・・（高度の）**蓋然性があるか**
- 等の観点から慎重に検討される必要があります。

例) 自宅での生活を続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合
本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインP3参照

支援付き意思決定と代理代行決定 ～意思決定の領域とプロセスの全体像～

ver.3



「本人意思の推定すら困難な場合」の 対応

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインP 5

48

最後の手段として、関係者が協議し、**本人にとっての最善の利益**を判断せざるを得ない場合がある。

- 1. (本人の立場からみた) メリット・デメリットの検討**
最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。
- 2. 相反する選択肢の両立可能性の模索**
二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。
- 3. 自由の制限の最小化**
行動の自由を制限することが本人にとっての最善の利益であるとしても、他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくすむような方法が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

本人の意向・感情・価値観を重視した「最善の利益」に基づく代理代行決定

49

◆「最善の利益」自体の定義は設けられていない。

→人それぞれの価値観は違うため、一般論として決められるものではない。

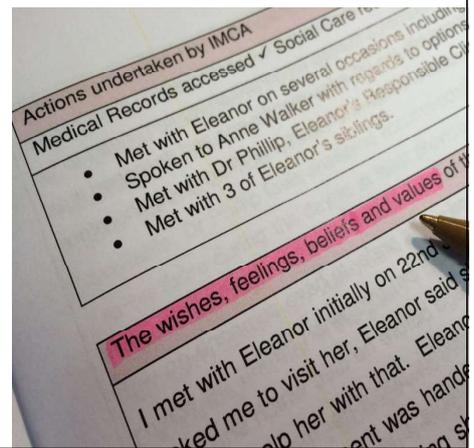
× 周囲（後見人・隣人・支援者）の思惑

× 「自分ならこうする」「この方が本人のためだ」という第三者的・倫理的な価値観 = 「客観的」最善の利益

○ 「本人の意向・感情・価値観を最大限尊重することを前提に他の要素も考慮 = 「主観的」最善の利益

→「最善の利益」に基づく場合、**本人の推定意思に反してでも第三者の介入が許容される場合がある**。権利侵害のリスクがあるため、チームによる複合的視点での、信頼できる根拠に基づく慎重な吟味が必要。

注意！ 最善の利益はあくまでも「代理代行決定」の場面で用いるものであって、「支援付き意思決定」の場面で用いられるべきではありません。



「最善の利益」に基づく代理代行決定を行う前に考慮すべきこと

50

- 本人自身が最善の利益を**判断する過程に参加・関与**できるように促す
- 決定に関わる**あらゆる状況を考慮**する（+バランスシートアプローチ）
- **本人の価値観（要望・感情・信仰等）**を見極める
- 本人の年齢や、容貌、様子や行動などからの**思い込みによる決定を避ける**
- 本人の意思決定**能力の回復の可能性**を考え、緊急でない限り本人の意思決定を**待つ**
- 生命維持装置に関する意思決定については、本人の生活の質に関する推測をしてはならず、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされてもならない
- **本人に関わる適切な人物に接触**し、本人に関する情報を取得する
- 本人への**権利制限をできるだけ避ける**

英国MCA2005
行動指針参照

代理代行決定の限界

51

これらのプロセスを踏めばあらゆる代理代行決定が許容される、というわけではありません。

改正民法第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

<出来ない行為の例>

- 結婚，養子縁組，離婚，離縁，といった身分行為の代理
- 法律上の権限又は裁判所の許可を得なければできない代理行為
例) 「意思能力」が欠けている本人の預貯金の引出・口座の維持管理、
不動産その他金融資産の処分
「意思能力」が欠けている本人の賃貸借契約、施設入所契約



成年後見制度の活用

法的保護・権利擁護の観点から「介入」せざるを得ない場面とは？

52

以下のような状態が生ずる可能性が高い場合又は現に発生している場合で、かつ、これ以上決定を先延ばしできない場合には、第三者が介入せざるを得ないこともあります。

- 他者を害する状態（例：意図的かつ重大な（※1）権利侵害・犯罪行為）
- 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる状態（例：深刻なセルフネグレクト、他者からの虐待、自殺未遂の反復）等



司法機関・行政機関・医療機関等による
法的保護・権利擁護のための「介入」もありうる（※2）

- ※1 他者の権利との緊張関係があることのみをもって、直ちに「他者を害する」と安易に解釈すべきではない。
- ※2 刑法、刑事訴訟法、精神保健福祉法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法等の各法令要件に該当するか否かによって判断される。ただし、意思決定支援・代理代行決定のプロセスは可能な限り尊重されるべき。

意思決定支援に関する参考文献のご紹介

意思決定支援と権利擁護の理論的考察・本質に関心があるなら・・・

日本福祉大学権利擁護研究センター(監修),
平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留(編集)

権利擁護がわかる意思決定支援:法と福祉の協働
(ミネルヴァ書房/2018. 6)



意思決定支援のためのツールや本人情報シートの使い方を知りたいなら・・・

公益財団法人 日本社会福祉士会(編)

意思決定支援実践ハンドブック:「意思決定支援の
ためのツール」活用と「本人情報シート」作成
(民事法研究会/2019. 7)



各種意思決定支援ガイドラインの関係性や活用事例を知りたいなら・・・

名川勝・水島俊彦・菊本圭一(編著)

事例で学ぶ
福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック
(中央法規/2019. 12)



本研修に関する資料の利活用について

映像について

- 都道府県研修の企画・立案者(都道府県担当者・講師等)のみ視聴可
 - ・講師等への伝達に際し、視聴チャンネル情報の管理は各都道府県の責任において行うこと。
 - ・演習の記録映像を含め、今年度内(予定)は視聴可とする。
 - ・映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可(知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること)。

※PG2-01「意思決定支援とは」(水島俊彦講師担当)の講義内における

『意思決定支援』ご本人の「意思」について、「expressed wish(表出された意思、心からの希望)」型視点に基づく対応:埼玉県立大学 小川孔美

の映像資料については、都道府県研修で利用可能となる場合がある。希望される場合は、埼玉県立大学保健医療福祉学部小川孔美准教授にメールで相談すること(ogawa-kumi@spu.ac.jp)。